

現 行	答 申 案
<p data-bbox="201 300 587 331">第1章 計画の改定にあたって</p> <p data-bbox="201 405 424 436">1. 計画改定の趣旨</p> <p data-bbox="172 468 1478 594">今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現のためには、環境技術の向上や社会や経済のしくみを環境と調和したものに転換すること、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことを一体的に進める必要があります。そのため、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進が重要です。</p> <p data-bbox="172 625 1478 793">本県は、四方を山々に囲まれ、湖の周りに約140万人の多くの人々の暮らしがあり、人と環境との関係が見えるという世界にも例を見ない地域的な特徴を有しています。こうしたことを背景に、環境学習の取組はさまざまな場面や個々の分野で行われていますが、幅広い分野への対応が十分でないことや、一部の人の取組にとどまっていて広がりが少ないなどの課題があります。また、県内の各地域には、環境学習を担う人材、多様な取組の事例や身近な場所(フィールド)等の環境学習の資源が豊富に存在しますが、十分に活用されていないという状況にあります。</p> <p data-bbox="172 825 1478 919">今後、地域の特性を活かした多様な環境学習の機会を提供し、取組の充実や広がりを図るためには、既に取り組みされている環境学習の場や機会づくりを担っている主体への支援をはじめ、各主体が連携・協力できるようコーディネートすることが必要となってきました。</p> <p data-bbox="172 951 1478 1119">こうした状況を踏まえ、平成15年(2003年)10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。また、本県においても、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政等が、それぞれの責任と役割を自覚して主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、地域を愛する心を育み、滋賀の豊かな環境と地球環境を健全な姿で次世代に引き継いでいくための行動や生活様式の創造をめざして「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が全国初の環境学習推進条例として平成16年(2004年)3月に制定され、同年4月に施行されました。</p> <p data-bbox="172 1150 1478 1276">さらに、法律および条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、基本理念、各主体の取組の方向および県民等が行う環境学習への支援等を明らかにし、もって環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図るため、平成16年(2004年)10月に「滋賀県環境学習推進計画」が策定されました。</p> <p data-bbox="172 1308 1478 1413">「滋賀県環境学習推進計画」は、平成22年度(2010年度)までを計画期間とし、平成16年度(2004年度)から平成19年度(2007年度)までの展開方向を示したものであることから、これまでの取組を踏まえ、新たな課題に対応するため、計画を見直し、持続可能な社会の実現に向けて、さらなる取組を進めます。</p> <p data-bbox="201 1707 379 1738">2. 計画の性格</p> <p data-bbox="290 1770 1478 1833">「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」および「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画</p> <p data-bbox="290 1864 1478 1896">滋賀県長期構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想 および県の関連各種計画との整合</p>	<p data-bbox="1528 300 1914 331">第1章 計画の基本事項</p> <p data-bbox="1528 405 1795 436">1. 計画策定の経緯</p> <p data-bbox="1498 468 2804 594">今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現のためには、環境技術の向上や社会や経済のしくみを環境と調和したものに転換すること、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことを一体的に進める必要があります。そのため、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進が重要です。</p> <p data-bbox="1498 625 2804 762">本県は、四方を山々に囲まれ、湖の周りに約140万人の人々の暮らしがあり、人と環境との関係が見えるという世界にも例を見ない地域的な特徴を有しています。こうしたことを背景に、環境学習の取組はさまざまな場面や個々の分野で行われています。<del>(削除)</del>また、県内の各地域には、環境学習を担う人材、多様な取組の事例や身近な場所(フィールド)等の環境学習の資源が豊富に存在します。<del>(削除)</del></p> <p data-bbox="1498 825 2804 930">こうした地域の特性や豊富な資源を活かした多様な環境学習の機会を提供し、取組の充実や広がりを図るためには、既に取り組みされている環境学習の場や機会づくりを担っている主体への支援をはじめ、各主体が連携・協力できるようコーディネートすることが必要です。</p> <p data-bbox="1528 951 1602 982"><del>(削除)</del></p> <p data-bbox="1498 993 2804 1119">本県では、県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政等が、それぞれの責任と役割を自覚して主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が全国初の環境学習推進条例として平成16年(2004年)3月に制定され、同年4月に施行されました。</p> <p data-bbox="1498 1150 2804 1255">そして、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、基本理念、各主体の取組の方向および県民等が行う環境学習への支援等を明らかにし、もって環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図るため、平成16年(2004年)10月に「滋賀県環境学習推進計画」を策定しました。</p> <p data-bbox="1498 1308 2804 1413">この「滋賀県環境学習推進計画」は、平成22年度(2010年度)までを計画期間とし<del>(削除)</del>たものであり、これまでの取組を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、持続可能な社会の実現に向けて、さらなる取組の推進を図るため、今回改定しました。</p> <p data-bbox="1528 1707 1736 1738">2. 計画の性格</p> <p data-bbox="1587 1749 1973 1780">この計画の性格は次のとおりです。</p> <p data-bbox="1528 1780 2804 1843">— 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」および「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画です。</p> <p data-bbox="1528 1875 2804 1906">— 滋賀県長期構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想および県の関連各種計画との整合</p>

合性を図り、新滋賀県環境総合計画 に位置付けられた計画

滋賀の環境施策について審議する「滋賀県環境審議会」をはじめ、県民や事業者等の意見・提案を反映させた県民参画による計画

「滋賀県環境学習推進計画」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までの 3 年間とします。

#### 【『環境学習』とは】

「環境学習」とは、環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めるための教育および学習をいう。（条例第 2 条第 1 項）

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者を厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものではありません。

平成 11 年（1999 年）12 月の中央環境審議会の答申では、一般に「環境教育」、「環境学習」といわれているものの総体として「環境教育・環境学習」という言葉が使われています。

本計画は、条例に基づく計画であり、かつ、より自主的な取組をわかりやすく表す言葉として「環境学習」を用います。

## 第 2 章 環境学習をめぐる動き

### 1. 世界の動き

環境学習の国際的な広がりとは、昭和 47 年（1972 年）にストックホルムで開かれた国連人間環境会議に始まり、昭和 50 年（1975 年）にユーゴスラビアで開かれた国際環境教育ワークショップで採択された「ベオグラード憲章」において、環境学習の目標等が明確に示されました。そして、平成 4 年（1992 年）に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で「アジェンダ 21」が採択され、その後、持続可能性に向けた教育が国際的に着手されてきています。

さらに、平成 14 年（2002 年）に、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では、わが国が提案した「持続可能な開発のための教育の 10 年」が実施計画に盛り込まれ、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の決議が国連総会において採択されました。これを受け、平成 17 年（2005 年）にユネスコで国際実施計画が策定されるなど、持続可能な社会づくりという視点を積極的に取り入れ、そこから社会のあり方全体を変えていくという動きが国際的に進んできています。

性を図り、第三次滋賀県環境総合計画に位置付けられた計画です。

**（削除）**

「滋賀県環境学習推進計画 <改訂版>」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。

県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政など各主体に期待される施策の展開方向を示す計画です。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

#### 【『環境学習』とは】

「環境学習」とは、環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めるための教育および学習をいう。（条例第 2 条第 1 項）

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者を厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものではありません。

平成 11 年（1999 年）12 月の中央環境審議会の答申では、一般に「環境教育」、「環境学習」といわれているものの総体として「環境教育・環境学習」という言葉が使われています。

本計画は、条例に基づく計画であり、かつ、より自主的な取組をわかりやすく表す言葉として「環境学習」を用います。

## 第 2 章 環境学習の現状と課題

### 1. 環境学習をめぐる動き

#### (1) 世界の動き

環境学習の国際的な広がりとは、昭和 47 年（1972 年）にストックホルムで開かれた国連人間環境会議に始まり、昭和 50 年（1975 年）にユーゴスラビアで開かれた国際環境教育ワークショップで採択された「ベオグラード憲章」において、環境学習の目標等が明確に示されました。そして、平成 4 年（1992 年）に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で「アジェンダ 21」が採択され、その後、持続可能性に向けた教育が国際的に着手されてきています。

さらに、平成 14 年（2002 年）に、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では、わが国が提案した「持続可能な開発のための教育の 10 年」が実施計画に盛り込まれ、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の決議が国連総会において採択されました。これを受け、平成 17 年（2005 年）にユネスコで国際実施計画が策定されるなど、持続可能な社会づくりという視点を積極的に取り入れ、そこから社会のあり方全体を変えていくという動きが国際的に進んできています。

<p>2. 国の動き</p> <p><u>わが国における環境学習は、従来から自然教育、公害教育を中心に進められてきましたが、環境庁に設置された「環境教育懇談会」において、昭和63年(1988年)に環境教育の理念や基本方針を盛り込んだ報告書が取りまとめられて以来、環境学習の必要性が各方面から指摘されるようになってきました。</u></p> <p>平成5年(1993年)に制定された環境基本法においては、環境教育・環境学習の振興が主要な施策の一つとして位置付けられ、環境基本法に基づき平成6年(1994年)に閣議決定された環境基本計画では、環境教育・環境学習が、持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして位置付けられました。<u>第二次計画(平成12年(2000年))</u>で、環境教育の推進のための「人材の育成」や「プログラムの整備」「情報提供」などの具体策が盛り込まれ、さらに、<u>第三次計画(平成18年(2006年))</u>では、重点分野政策プログラムの一つに「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」が掲げられました。</p> <p><u>この間、平成11年(1999年)には、中央環境審議会から「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして - 」が答申され、持続可能な社会の実現に向けた環境学習の具体的な施策が示されました。</u></p> <p>平成15年(2003年)には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成16年(2004年)には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、都道府県および市町村においても自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するよう努めるとともに、<u>国民等が環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう必要な施策を講じる</u>こととしています。</p> <p>また、<u>「国連持続可能な開発のための教育の10年」</u>推進に関して、<u>関係省庁連絡会議が設置され、平成18年(2006年)にわが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」</u>実施計画を決定、普及啓発や地域における実践などの具体的な取組が始まっています。</p> <p>学校教育においては、平成元年(1989年)に学習指導要領が改訂され、各教科において環境に関わる内容が重要視されるようになり、平成3年(1991年)には「環境教育指導資料」が発行され、<u>一層の充実が求められています。</u>また、平成10年度(1998年度)に改訂された学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設され、環境等の教科の枠を<u>越えた</u>横断的・総合的な課題について、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を地域との連携を図りながら行うことと<u>されています。</u></p> <p>さらに、平成18年(2006年)には教育基本法が改正され、その中で教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」があげられたことにより、環境教育の実践がより一層求められるようになりました。</p> <p>3. 滋賀県の動き</p> <p>本県においては、昭和40年代から、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然環境を保全するため、県民一人ひとりの実践をもとにした環境美化活動が継続して行われてきました。また、県民は、琵琶湖の富栄養化などの水環境問題に直面したときも主体的かつ積極的に取り組み、<u>一人ひとりの力は小さくても、それらが集まれば大きなパワーとなり社会の有り様をも動かすという経験を持っています。こうした気概が現在にも受け継がれていることは、環境を守るために今の生活様式を見直すことへの認識が高いことに表れています。</u></p>	<p>(2) 国の動き</p> <p>(削除)</p> <p>平成5年(1993年)に制定された環境基本法において、環境教育・環境学習の振興が主要な施策の一つとして位置付けられ、環境基本法に基づき平成6年(1994年)に閣議決定された環境基本計画では、環境教育・環境学習が、持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして位置付けられました。<u>第二次環境基本計画(平成12年(2000年)策定)</u>で、環境教育の推進のための「人材の育成」や「プログラムの整備」「情報提供」などの具体策が盛り込まれ、さらに、<u>第三次環境基本計画(平成18年(2006年)策定)</u>では、重点分野政策プログラムの一つに「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」が掲げられました。</p> <p>(削除)</p> <p>平成15年(2003年)には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成16年(2004年)には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、都道府県および市町村においても自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するよう努める(削除)こととしています。</p> <p>また、(削除)平成18年(2006年)に「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を決定、普及啓発や地域における実践などの具体的な取組が始まっています。</p> <p>学校教育においては、平成元年(1989年)に学習指導要領が改訂され、各教科において環境に関わる内容が重要視されるようになり、平成3年(1991年)には「環境教育指導資料」が発行<u>されました。</u>また、平成10年度(1998年度)に改訂された学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設され、環境等の教科の枠を<u>越えた</u>横断的・総合的な課題について、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を地域との連携を図りながら行うことと<u>されました。</u></p> <p>さらに、平成18年(2006年)には教育基本法が改正され、その中で教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」があげられたことにより、環境教育の実践がより一層求められるようになりました。</p> <p><u>また、平成20年度に改訂された学習指導要領では、小・中学校における総合的な学習の時間の授業時数が縮減されているものの、各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の特質等に応じた環境学習が求められています。</u></p> <p>(3) 滋賀県の動き</p> <p>本県においては、昭和40年代から、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然環境を保全するため、県民一人ひとりの実践をもとにした環境美化活動が継続して行われてきました。また、県民は、琵琶湖の富栄養化などの水環境問題に直面したときも主体的かつ積極的に取り組み<u>ました。</u>(削除)</p>
---	--

滋賀県環境学習推進計画 新旧対照表

<p>昭和 50 年(1975 年)にベオグラード憲章が採択された頃から、本県においても環境教育という言葉が使われるようになり、昭和 51 年(1976 年)には、「環境教育実践事例集」(小学校編)が県教育委員会から発行されています。昭和 55 年(1980 年)には、すべての教員が環境教育を指導できるようにするための環境教育副読本「あおい琵琶湖」が発行され、今日まで改訂を重ね、学校教育における環境教育の理念の普及を進めています。また、昭和 58 年(1983 年)からは、子どもたちの宿泊体験学習の場を琵琶湖に求め、県内の小学校の 5 年生全員を対象に、湖上に浮かぶ学習船「うみのこ」による「びわ湖フローティングスクール」事業を実施しています。さらに平成 14 年(2002 年)からは、県内の小学生を対象に農業体験学習「<u>田んぼの学校推進事業</u>」が始まり、また、平成 19 年(2007 年)からは、県内の小学校 4 年生を対象に森林環境学習「やまのこ」事業が始まり、それぞれすべての学校で実施していくこととしています。</p> <p>平成 8 年(1996 年)3 月に制定された滋賀県環境基本条例で、県民等による環境の保全のための行動を促進する施策として環境学習を位置付け、平成 15 年(2003 年)10 月に策定された滋賀県中期計画および平成 16 年(2004 年)3 月に改定された新滋賀県環境総合計画においては、<u>環境を支える人づくりを主要施策や戦略プロジェクトとして位置付けて推進することとしています。</u>この間、平成 13 年(2003 年)5 月には、<u>滋賀県環境学習懇話会から「滋賀らしい環境学習を進めるために」について提言がなされ、</u>平成 16 年(2004 年)3 月には、環境学習の推進のための基本的な考え方や各主体の責務、環境学習への支援等を定めた「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が制定されました。</p> <p>平成 16 年(2004 年)10 月には、「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」を目標に環境学習の展開の方向を定めた「滋賀県環境学習推進計画」が策定され、平成 17 年(2005 年)6 月に、条例および計画に基づく環境学習の拠点施設として、<u>滋賀県環境学習支援センターが開設されて、</u>環境学習推進に向けて支援や情報提供を行っています。</p> <p><u>一方、近年県内の市町では、環境学習に総合的・体系的に取り組むところが増えてきました。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>昭和 51 年(1976 年)に、「環境教育実践事例集」(小学校編)が県教育委員会から発行されています。昭和 56 年(1981 年)3 月には、<u>児童生徒用の環境教育副読本「あおいびわ湖」(小学校編)「あおい琵琶湖」(中学校編)「琵琶湖と自然」(高等学校編)が発行され、</u>今日まで改訂を重ね、学校教育における環境教育の充実に努めています。また、昭和 58 年(1983 年)からは、子どもたちの宿泊体験学習の場を琵琶湖に求め、県内小学校の 5 年生全員を対象に、湖上に浮かぶ学習船「うみのこ」による「びわ湖フローティングスクール」事業を実施しています。さらに平成 14 年(2002 年)からは、県内の小学生を対象に農業体験学習「<u>田んぼの学校推進事業(現たんぼのこ体験事業)</u>」が、また、平成 19 年(2007 年)からは、県内の小学校 4 年生を対象に森林環境学習「やまのこ」事業が始まり、それぞれすべての学校で実施していくこととし、<u>体験を重視した環境教育の充実に努めています。</u></p> <p>平成 8 年(1996 年)3 月に制定された滋賀県環境基本条例で、県民等による環境の保全のための行動を促進する施策として環境学習を位置付け、(削除)平成 16 年(2004 年)3 月には、環境学習の推進のための基本的な考え方や各主体の責務、環境学習への支援等を定めた「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が制定されました。</p> <p>平成 16 年(2004 年)10 月には、「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」を目標に環境学習の展開の方向を定めた「滋賀県環境学習推進計画」を策定し、平成 17 年(2005 年)6 月に、条例および計画に基づく環境学習の拠点施設として、<u>滋賀県環境学習支援センター(現琵琶湖博物館環境学習センター)を開設し、</u>環境学習推進に向けて支援や情報提供を行っています。</p> <p>(削除)</p> <p><u>平成 21 年(2009 年)12 月には「第三次滋賀県環境総合計画」が策定され、その中で持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・子育てを進めるため、「滋賀県環境学習推進計画」に基づく、環境教育・環境学習の推進を掲げています。</u></p> <p><u>また、現在策定中の「マザーレイク 21 計画(琵琶湖総合保全整備計画)」で環境学習の充実の必要性が示されており、1「(仮称)滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」では低炭素社会づくりに係る環境学習の推進が求められているところです。</u></p> <p><u>1 この条例は現在策定中であり、整合性を図るため、現状では(仮称)で記載しております。</u></p> <p><b>2. 県内の環境学習の現状と課題</b></p> <p><u>本県における環境学習の現状と、今後さらに環境学習を推進する上での課題を、学校へのアンケート調査、その他各種調査等から実施主体ごとに整理すると次のとおりです。</u></p> <p><b>(1) 県民、NPO・地域団体等</b></p> <p><u>「環境保全」を活動分野とする NPO 法人数は、平成 16 年度 94 団体から平成 21 年度 204 団体へと増加しており、市民活動の分野での環境への取組が広がっています。</u></p> <p><u>環境学習関連事業の実施状況を滋賀県のメールマガジン「そよかぜ」および各市町広報誌により調査したところ、平成 18 年度 959 件であった実施件数が、平成 21 年度は 1210 件に増加(26%増)しており、環境学習の取組が広がっています。</u></p>
--	---

	<p><u>森林・里山、いきもの、食と農などの分野の環境学習が多く実施されているのに比べるとエネルギーや地球温暖化の分野の環境学習はあまり実施されていないため、地球温暖化防止に関する環境学習の推進を図る必要があります。</u></p> <p><u>リーダー養成の環境学習も実施されていますが、人材の活用に至るまでの体系的な仕組みができていません。</u></p> <p><b>(2) 学校等</b></p> <p><u>平成 20 年度および平成 21 年度に実施した学校へのアンケート調査では、県内全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で何らかの形で環境学習が実施されています。</u></p> <p><u>地域の資源を活用した環境学習の取組も行われており、環境学習の質的な向上がみられます。</u></p> <p><u>環境学習の時間の確保が難しい、学年を通じた体系的な取組が出来ていない、自然体験を実施できるような校外での環境学習の場所がないなどの懸念材料や、人材や情報不足、教員間の環境学習に対する意識の差などの課題があり、学習の時間・場所の確保を工夫する必要や段階的、継続的な環境学習の取組、人材育成や情報提供が必要となっています。</u></p> <p><u>エネルギーや地球温暖化の分野の環境学習が少なく、学年や世代に応じた段階的な学習の推進が十分ではないため、地球温暖化防止に関する環境学習の推進を図る必要があります。</u></p> <p><b>(3) 事業者</b></p> <p><u>環境マネジメントシステムに関する認証を取得する県内の企業数は、増加しており、環境に配慮した活動が広がっています。</u></p> <p><u>企業のCSR(社会的責任)としての環境への取組も活発化しており、コンプライアンスの強化のほか、琵琶湖森林づくりパートナー協定、湖岸の清掃活動、ヨシ刈りなどの取組等、地域や学校に環境学習プログラムを提供する企業があります。</u></p> <p><u>高校生や大学生、社会人向けの環境学習プログラムを提供している企業はあまり見られないため、様々な世代に対する環境学習プログラムの提供が期待されます。</u></p> <p><b>(4) 行政(市町)</b></p> <p><u>市町の環境基本計画や総合発展計画に環境学習を位置づける市町が増えてきており、市町での環境学習の取組が広がってきています。(19 市町中 14 市町で計画等を作成)</u></p> <p><u>市町間で環境学習の取組に大きな差があり、市町間での情報交換などにより、環境学習の取組を充実していく必要があります。</u></p>
--	---

<p><b>第3章 計画のめざすもの</b></p> <p>1. 基本理念</p> <p>この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定するものであり、条例に掲げられた6つの理念を基本理念とします。この基本理念は、環境学習を進めるにあたって、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政のすべてが大切にすべきことを定めています。</p>	<p><u>環境関係部署と教育委員会との情報共有等の連携が不足しているので、環境関係部署と教育委員会とがより一層連携し、環境学習を効果的に推進していくことが必要です。</u></p> <p><b>(5) 行政(滋賀県)</b></p> <p><u>県では「場や機会づくり」を目的とした事業を多く実施しています。</u></p> <p><u>生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むことは幼児期から取り組むことが重要であるにもかかわらず、幼児を対象とした環境学習が少ない傾向にあります。</u></p> <p><u>いきもの、森林・里山、琵琶湖・水環境の分野の環境学習が多く実施されているが、エネルギーや地球温暖化の分野の環境学習は少ない傾向にあり、エネルギーや地球温暖化の分野など、環境学習に多角的な視点を取り入れる必要があります。</u></p> <p><u>環境学習の推進に関して、県の地方事務所の役割を明確にし、市町との連携や県内の環境学習の情報収集等を実施していく必要があります。</u></p> <p><u>様々な主体による多様な環境学習の場があるが、十分に把握できておらず、県は今後の取組や施策につなげていくため、環境学習・活動の情報収集に努める必要があります。</u></p> <p><b>第3章 計画のめざすもの</b></p> <p><b>1. 基本理念</b></p> <p>この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定するものであり、条例に掲げられた6つの理念を基本理念とします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><u>1 すべての県民が取り組む</u></p> <p><u>2 あらゆる分野を対象とする</u></p> <p><u>3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む</u></p> <p><u>4 体験の重要性を認識する</u></p> <p><u>5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす</u></p> <p><u>6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ</u></p> </div> <p>この基本理念は、環境学習を進めるにあたって、県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政のすべてが大切にすべきことを定めています。</p>
---	---

(1) すべての県民が取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境への負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが重要です。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの有り様が琵琶湖に流入する河川を通じて最終的に琵琶湖の水質や生態系等に表れるという地域特性を有しています。それは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていけば、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということでもあります。**県民、事業者等は、自らの生活や産業活動を映し出す琵琶湖を一つの鏡として、必要な情報や知識を得たり問題解決能力や行動力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組む必要があります。**

**また、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場面において、それぞれが適切に役割を果たし、協力・連携を図りながら進める必要があります。**

(2) あらゆる分野を対象とする（条例第3条第2項）

環境学習は、持続可能な社会づくりに向けて行動できる**人づくり**をめざすものであり、環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、生産、消費、廃棄物、エネルギー、歴史、文化、食糧、人口等の幅広い分野を対象とし、それらの要素を相互に関連づけながら多角的にとらえ、体系的・総合的に進める必要があります。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、乳幼児期から少年期、青年期、壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、また取組や学習の習熟段階に応じて、継続的に行われる必要があります。

(4) 体験の重要性を認識する（条例第3条第4項）

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議などを全身で感じ取る感性を磨いたり、日常生活のあらゆる場面での体験を通じて暮らしと環境の関わりへの気づきや理解を深めるなど、体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組む必要があります。

(5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす（条例第3条第5項）

環境学習は、地域を自分たちでよくしていこうという身近な取組から始めることが重要です。そのため、生活の場における身近な自然や人との関わりから環境問題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史等の素材やそれらをよく知る人材等の資源を活用したり特徴を生かすなど、地域に根ざした取組を進める必要があります。

(6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ（条例第3条第6項）

今日の環境問題は、地球全体の環境との関わりが大きいことから、環境学習は、身近な生活の場で取り組みながら、その視野は地域や国の枠組みを越えた地球環境へと広げ、その関わりやつながりを理解しようとする意識を持つ必要があります。

2. 基本目標

持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる**人づくり**

**滋賀県においては、豊かな環境から恩恵を受け、暮らしを営みつつ独自の文化を築きあげ、環境へのさまざまな取組を先駆的に取り組んできました。**

将来に向けて、滋賀の風土や地域資源を活用しながら、持続可能な滋賀、すなわち「琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会」への転換を進めていく必要があります。

本計画では、基本理念のもと、多角的な環境学習により環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる**人づくりをめざします。**

(1) すべての県民が取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境への負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが重要です。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの有り様が琵琶湖に流入する河川を通じて最終的に琵琶湖の水質や生態系等に表れるという地域特性を有しています。それは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていけば、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということでもあります。

**(削除)**

(2) あらゆる分野を対象とする（条例第3条第2項）

環境学習は、持続可能な社会づくりに向けて行動できる**人育て**をめざすものであり、環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、生産、消費、廃棄物、エネルギー、歴史、文化、食糧、人口等の幅広い分野を対象とし、それらの要素を相互に関連づけながら多角的にとらえ、体系的・総合的に進める必要があります。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、乳幼児期から少年期、青年期、壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、また取組や学習の習熟段階に応じて、継続的に行われる必要があります。

(4) 体験の重要性を認識する（条例第3条第4項）

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議などを全身で感じ取る感性を磨いたり、日常生活のあらゆる場面での体験を通じて暮らしと環境の関わりへの気づきや理解を深めるなど、体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組む必要があります。

(5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす（条例第3条第5項）

環境学習は、地域を自分たちでよくしていこうという身近な取組から始めることが重要です。そのため、生活の場における身近な自然や人との関わりから環境問題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史等の素材やそれらをよく知る人材等の資源を活用したり特徴を生かすなど、地域に根ざした取組を進める必要があります。

(6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ（条例第3条第6項）

今日の環境問題は、地球全体の環境との関わりが大きいことから、環境学習は、身近な生活の場で取り組みながら、その視野は地域や国の枠組みを越えた地球環境へと広げ、その関わりやつながりを理解しようとする意識を持つ必要があります。

2. 基本目標

持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる**人育て**

**(削除)**

将来に向けて、滋賀の風土や地域資源を活用しながら、持続可能な滋賀、すなわち「琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会」への転換を進めていく必要があります。

本計画では、基本理念のもと、多角的な環境学習により環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な

【持続可能な社会】

健全で質の高い環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

( 条例第 1 条 )

第 4 章 環境学習の現状と課題

環境へのさまざまな取組を先駆的に取り組んできた本県における環境学習の現状と、今後さらに環境学習を推進するための課題は、県民への意識調査、その他各種調査等から次のように整理されます。

環境への関心は高く環境学習にも取り組まれているが、実践へのつながりが不十分である

県民は、「環境を守るためには今の生活様式を変えなければならない」と考える人の割合が高く、こうした認識を行動へとつなげ、環境保全活動の実践につなげていく必要があります。

関心の低い人に対して環境問題への関心と学習意欲を高めるために、マスメディア、自治体の広報紙やパンフレットをはじめとするさまざまな広報媒体を活用し、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な題材を情報提供する必要があります。

県民は、家庭において、ごみの分別等ルール化されていることや個人的に経済メリットのある環境保全行動はよく行われていますが、個人の利害に関係ないことや効果がわかりにくいことは行動につながりにくい傾向にあり、環境問題に対する意識と実際の行動に隔たりがあります。このため、学校、地域、職場で学んだことを家庭で話し合い、日常の生活体験を通して実践につなげていく必要があります。

学校においては、既に地域の環境学習の資源を活用した取組が行われており、今後地域との連携を円滑に進めるためには、指導者研修の充実、地域の協力者との連携のしくみづくり等を行う必要があります。

地域においては、まちづくりや環境保全を活動分野とするNPO・地域団体等が存在し、環境学習が活発に行われています。一方で、公民館など身近なところでの講座の開催等の充実を望む人が多く、学習意欲のある人と場や機会を提供したいと考える人がうまくつながっていないことが考えられます。このこ

社会づくりに向けて主体的に行動できる人育てを基本目標とします。

【持続可能な社会】

健全で質の高い環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

( 条例第 1 条 )

第 2 章 2 . 県内の環境学習の現状と課題へ

とから、地域の多様な主体が身近なところにおける学習の場や機会づくりを行うとともに、参加意欲のある人にそうした機会の情報を提供する必要があります。

事業者は、環境への配慮を経営上の重要課題として位置付けた取組が進んできていますが、今後さらに環境に配慮した製品の生産や販売等に努めるなど環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、消費者にこれらの取組を含めた環境情報を公開し、提供していく必要があります。また、社員研修等で環境学習に取り組むほか、地域の一員として地域の各主体が実施する環境学習に協力・連携していく必要があります。

環境学習に多角的な視点が不足している

地域においては、環境学習に盛んに取り組まれています。取組の分野で見ると、ごみ問題、リサイクル、水質汚濁といった特定のテーマや特定の行動に偏っている傾向にあります。このことから、自然環境の分野にとどまらず持続可能な社会づくりに向けた多角的に捉え、総合的な視点で環境学習に取り組む必要があります。

水の流れ・地下水・地質・地形・水路の構造・植生など、地域の環境をよく知ることは、地震や洪水等から自分の命を守ることにもつながります。安全で安心できる地域をつかっていくため、防災・減災の視点と関連つけて環境学習を進めていく必要があります。

青少年の育成、世代間交流、農村山村漁村等との地域間交流、まちづくり等、それぞれの目的をもったさまざまな活動についても、取組の中に環境と人の暮らしとのつながりを考える視点を加えていく必要があります。

環境学習では、科学的なものの見方や考え方が重要であり、取組の中に情報の収集、実験や調査による実証・分析等の手法を取り入れていく必要があります。また、例えば環境ホルモンによる環境リスクなどの新たな環境問題について正しく理解するための取組が必要です。

環境学習の関連施策については、個別の分野での目的達成のための一手段として位置付けられている施策や事業を、持続可能な社会づくりという大きな目標に向けての視点をもって、その目標達成のための施策等として位置付け、体系的・総合的に推進する必要があります。

就学年齢期は比較的充実しているが、その後の学びのステージが繋がっていない

生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むことは幼児期から取り組むことが重要であり、幼児期に対応した環境学習プログラムの開発、保育士や教諭を対象とした指導者養成等の支援を行う必要があります。

小・中・高等学校では、各教科、道徳および特別活動をはじめ、その中で身に付けた知識や技能等を相互に関連付けながら体験的な学習を取り入れて行う「総合的な学習の時間」等で幅広く取り組まれています。こうした取組の充実を図るとともに、地域においても多様な年齢層の子どもを対象とした学習の機会を増やし、学校等で学んだことを家庭や地域・職場での取組につなげていく必要があります。

青壮年期、高齢期については、地域や職場においてさまざまな環境学習に取り組まれています。その場限りで終わるのではなく、取組の継続、他所での学習成果の活用、環境学習の機会づくりを自ら行うこと、学びや環境保全行動の他者への働きかけなど、取り組みを点から面へと広げていく必要があります。

環境学習は、世代によって充実を望む内容や情報入手の手段が異なることから、それぞれの世代に応じた手法により取組を支援する必要があります。

体験を通した環境学習が、日常生活での実践に生かされていない

講演会やシンポジウム等に加えて、体験学習に取り組む機会は増加してきており、これらの学習を日常生活での実践につなぐための取組を工夫する必要があります。

体験を通した環境学習の実施にあたっては、地域にあるさまざまな環境学習の場や人材、素材等を組み合わせる調整能力や環境学習プログラムを効果的に運営できる能力が重要であることから、こうした能力を備えた人材を養成する必要があります。

身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史等の素材、それらをよく知る人材が環境学習の場で生かされていない

県内には身近な小川や田畑、神社の森等の場をはじめ、自然と共に生きる暮らしの知恵や地域固有の伝統文化・歴史等の素材と、それらをよく知る人材等の資源が豊富に存在することから、こうした資源を活用し、その特徴を生かした環境学習に取り組む必要があります。

環境に配慮した生活や地域活動が共同で営めるよう、まちづくりの取組において環境と人の暮らしとのつながりの視点を重視し、地域住民が計画段階から主体的に参画するなど、地域に根ざした取組にしていく必要があります。

学校や地域において主体的な取組の充実や広がりを図るためには、実践事例・地域の人材・場所（フィールド）に関する情報の一元化と提供、他の主体との協力・連携を促進するためのしくみづくり、交流の場づくりを行う必要があります。

地球全体の環境に対する意識は高まってきたが、自分との関わりの認識が不十分である

地球温暖化等の地球環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に深く関わっており、県民の地球

滋賀県環境学習推進計画 新旧対照表

全体の環境に対する関心は高まっています。しかし、県民の関心や取り組みたい内容は身近な環境問題にとどまり、地球全体の環境に対する関心は低い傾向が見られます。このことから、生産、消費、廃棄等さまざまな活動と地球環境とのつながりについての情報提供や意識づけを行う必要があります。

学校における環境学習では、身近な環境に関する学習から地球温暖化防止や省エネルギーなどについて学ぶ視点を広げ深めていく必要があります。

地域に根ざした取組は重要であり、県民は水環境保全について関心が高く、身近な生活の場における環境美化活動は、従前から継続的に取り組まれており、こうした実践の場における環境学習を通じて、地球全体の環境問題への視点を取り入れ、理解を深める必要があります。

第5章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

前章の現状と課題を踏まえ、本計画において次の3つの事項を基本的な視点として取り組みます。

(1) 語り合い、行動につながる環境学習の推進

県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、主体的な行動につながる環境学習に身近なところで楽しく取り組むことをめざします。

本県には、石けん運動の経験をはじめとして県民の中に環境保全への意識が根付いていることから、この県民性を大切にしながら、一人ひとりが身近な環境を自分の問題として捉えて実践に結びつけていくことをめざします。

(2) 子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進

世代を超えて自然の恵みや人々の暮らしの知恵を受け継いでいくため、次世代を担う子どもたちが国際的視野を備え、自分たちの未来に夢を持ちつつ、生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育めるよう、幼少期から取り組む「体験や遊びを通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動する」という過程を重視した環境学習の推進を図ります。

(3) まちづくりの基盤となる環境学習の推進

自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の考え方のもとで、まちづくりを実現するために、地域を愛する心を育み、身近な自然環境、伝統的な生活文化、歴史などの特徴を生かして、多様な主体が協働して環境学習に取り組むことをめざします。

安心・安全なまちづくりに向けて、地震や洪水などの災害から自分の命を守るために水や地質などの身近な地域の環境や地名等が表す地域の地理的状況などを知ることが重要であり、防災・減災の視点からも環境学習を進めていきます。

地域の特色を生かした環境学習を進めるには市町の役割がきわめて重要であることから、県は市町との連携を図り、役割を分担しながら環境学習を展開します。

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

第2章の現状と課題を踏まえ、本計画において次の3つの事項を基本的な視点として取り組みます。

(1) 語り合い、行動につながる環境学習の推進

県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、主体的な行動につながる環境学習に削除楽しく取り組むことをめざします。

本県には、石けん運動の経験をはじめとして県民の中に環境保全への意識が根付いていることから、この県民性を大切にしながら、一人ひとりが身近な環境を自分の問題として捉えて実践に結びつけていくことをめざします。

(2) 子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進

世代を超えて自然の恵みや人々の暮らしの知恵を受け継いでいくため、次世代を担う子どもたちが国際的視野を備え、自分たちの未来に夢を持ち、生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育めるよう、幼少期から体験や遊びを通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動するという過程を重視した環境学習の推進を図ります。

(3) まちづくりの基盤となる環境学習の推進

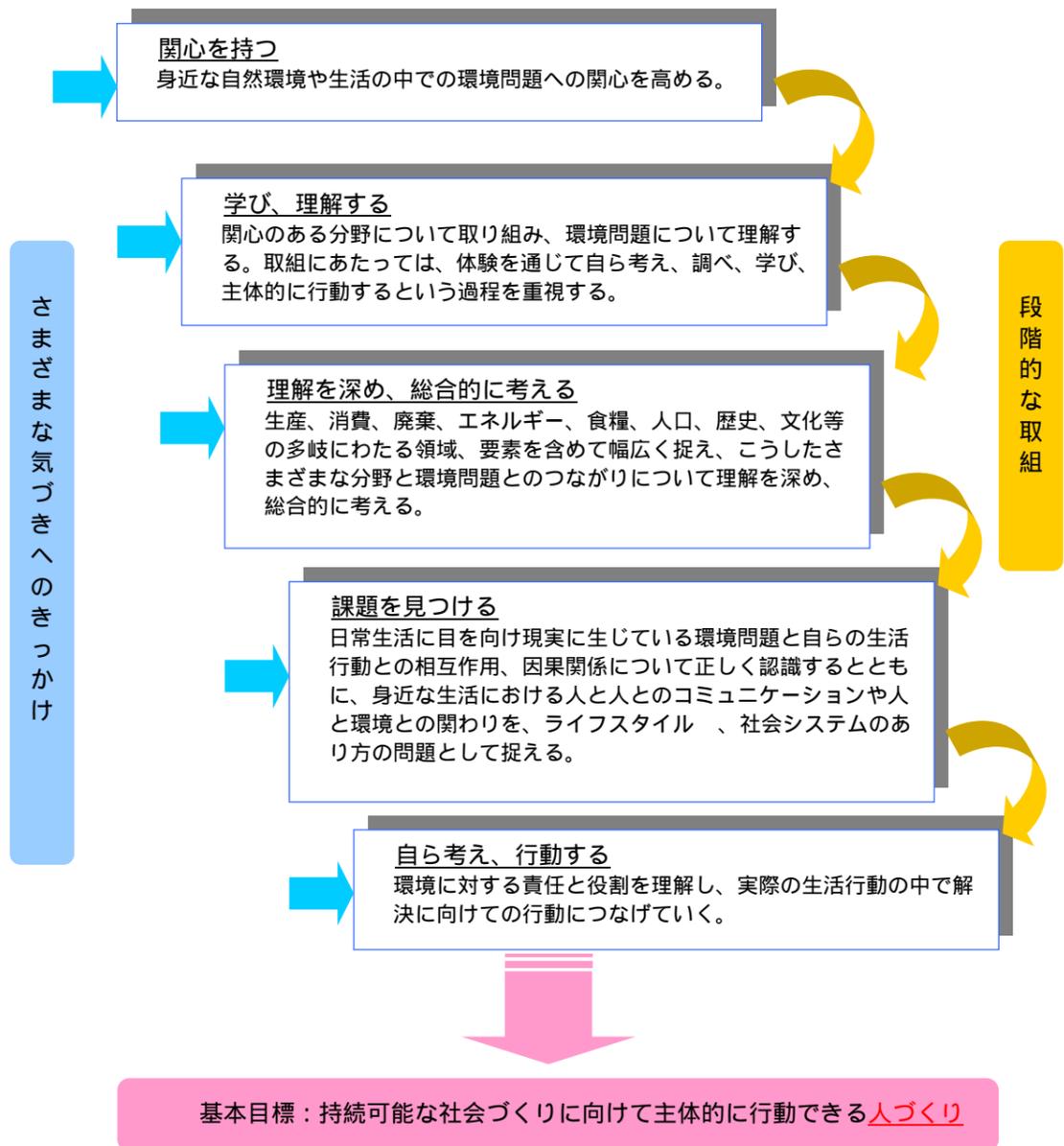
自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の考え方のもとで、まちづくりを実現するために、地域を愛する心を育み、身近な自然環境、伝統的な生活文化、歴史などの特徴を生かして、多様な主体が協働して環境学習に取り組むことをめざします。

安全・安心なまちづくりに向けて、地震や洪水などの災害から自分の命を守るために水や地質などの身近な地域の環境や地名等が表す地域の地理的状況などを知ることが重要であり、防災・減災の視点からも環境学習を進めていきます。

地域の特色を生かした環境学習を進めるには市町の役割がきわめて重要であることから、県は市町との連携を図り、役割を分担しながら環境学習を展開します。

2. 取組の流れ

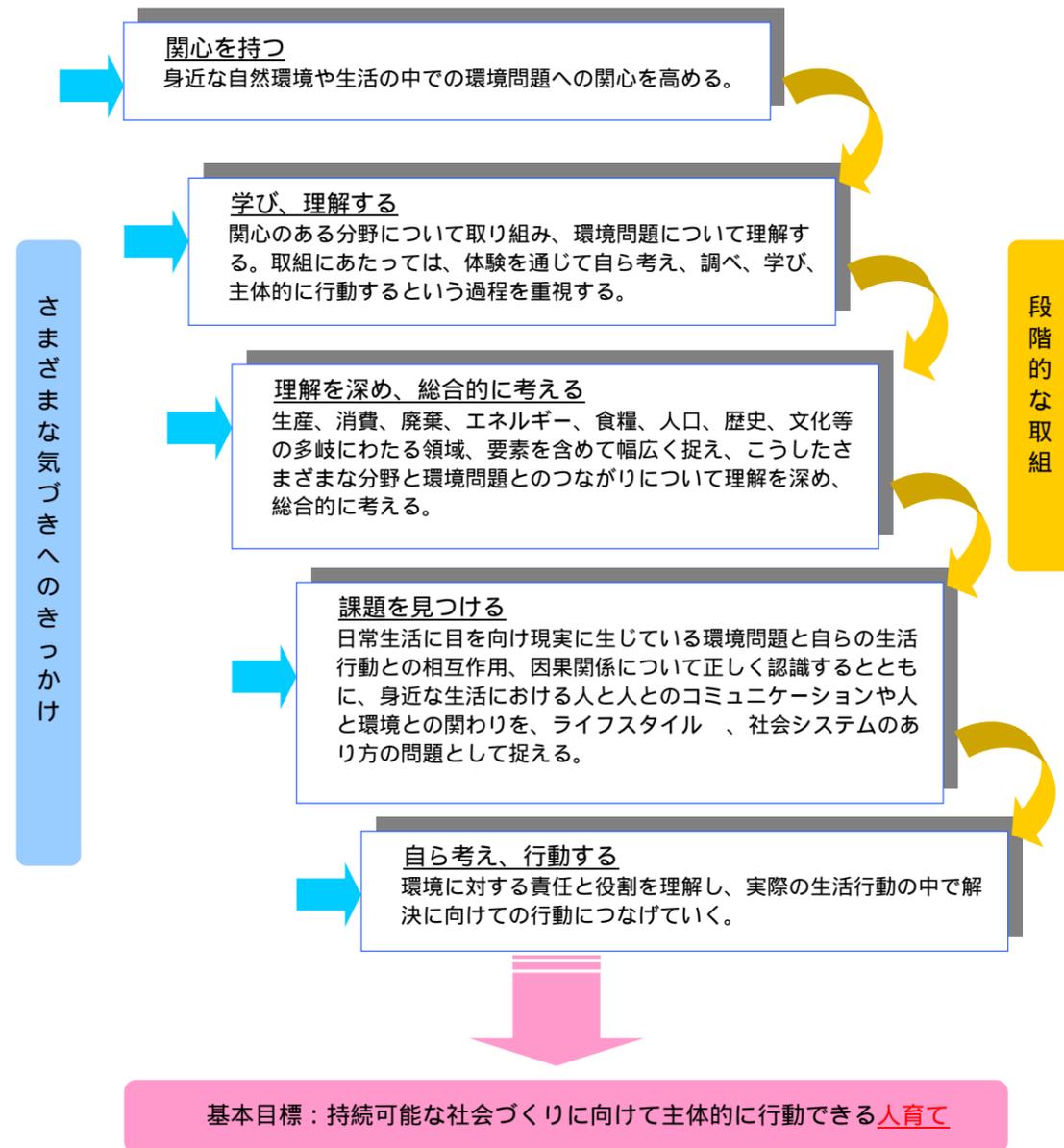
環境学習は、以下の取組の流れに基づき、段階的に充実を図っていきます。



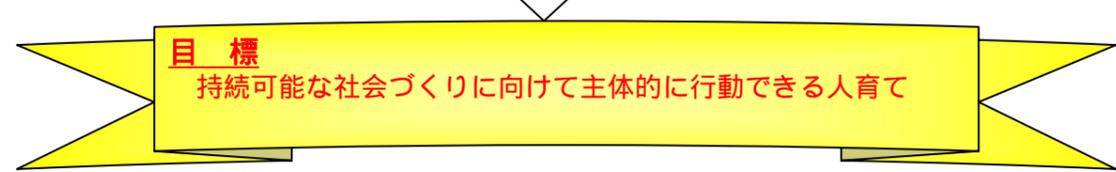
2. 取組の方法流れ

環境学習は子どもから大人まですべての世代、年齢層で、様々な立場の人々を対象として行う必要があります。また、生涯学習の視点から段階的・継続的に取り組み、生涯にわたって一貫性のある学習が重要となってきます。

そのためには、生涯にわたる視野を持ち、以下の取組の流れに基づき、段階的に環境学習の推進を図る必要があります。



<p>3. 各主体に期待される展開方向</p> <p>本計画の目標の達成に向けて、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政等がそれぞれの責任と役割を自覚し、<u>取組の流れを踏まえながら</u>、主体的に環境学習に取り組むことが期待されます。県は、各主体が協力・連携のもとに展開する環境学習の取組を支援します。</p>	<p><b>3. 各主体に期待される展開方向</b></p> <p>本計画の目標の達成に向けて、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政等がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に環境学習に取り組むことが期待されます。県は、各主体が協力・連携のもとに展開する環境学習の取組を支援します。</p> <p><u>&lt;展開のイメージ図&gt;</u></p>
--	--



(1) 県民（個人）

期待される展開方向

家庭は、特に子どもに対して、健康や生命の尊さへの理解や行動規範を身につけるための学びと実践の場として重要であり、家庭でのさまざまな行動の中で自らの生活と環境との関わりについて考え、環境に配慮したライフスタイルに結びつけていく環境学習に取り組みます。

地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、他者の行う取組に協力します。

地域、学校、職場等での学習成果を家族で共有し、他所で学んだ環境に関する知識や技術を家庭や地域の環境学習や環境保全活動に生かします。

地域の環境の変化を敏感にとらえ、自らの命は自ら守る意識で災害から身を守ります。

\*\*\*\*\* 取組の例 \*\*\*\*\*

【家庭では】

- 「食べ物はどこでどのように作られ、どのくらいの距離を運ばれてくるのか」など、衣食住と環境との関わりについての会話
- 地域、学校、職場など他の場面で学んだことについての話し合い
- 高齢者が経験的に会得している地域環境の歴史の変遷について子や孫への伝承
- 炊事や洗濯を通じた水環境保全に関する学びと実践
- 家事の分担により、当事者として日常生活と環境との関わりを考える取組
- 省エネルギー や地球温暖化 防止等環境に配慮した生活を考えるためのCO<sub>2</sub> を削減する環境学習プログラムや環境家計簿、ツル性植物の窓際利用、雨水利用、太陽光・太陽熱利用の学習と取組
- 環境に関する新聞記事やテレビ番組など、身近なマスメディア 情報をもとにした話し合い
- 地球温暖化 防止や資源循環型社会 の実現に向けての行動
  - 資源やエネルギーの消費が少ない商品、修理や繰り返し使うことが可能な商品、リサイクルしやすい商品、滋賀県リサイクル認定制度（ピワクルエコシップ）やエコマーク、国際エネルギースターなどの環境ラベル のついた商品等のグリーン購入、マイバッグ持参 などを実践する取組
- ごみの処理について考え、Reduce（削減）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）の3R の行動につなげる学習
- 幼少期における自然体験

【個人として】

- 自治体、公民館、NPO ・地域団体等が主催する環境学習への参加
- グリーンツーリズム やエコツーリズム などの事業への参加
- 省エネルギー や地球温暖化 防止等について認識を深め、環境に配慮した生活を考え、自動車の利用を控えて公共交通機関や自転車等を利用する取組
- 環境美化の日 における地域美化活動等の実践活動やその場を活用した環境学習への取組

<各主体に期待される具体的な展開方向>

(1) 県民（個人）

県民一人ひとりが、健康や生命の尊さへの理解や行動規範を身につけるための学びと実践の場として重要である家庭でのさまざまな行動の中で、自らの生活と環境との関わりについて考え、環境に配慮したライフスタイルに結びつけていく環境学習に取り組みます。

地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、他者の行う取組に協力し、そこで学んだ環境に関する知識や技術を家庭や地域の環境学習や環境保全活動に生かします。

地域の現状や特徴を知り、地域の特徴を活かした環境学習に主体的に取り組みます。

(削除)

(2) NPO・地域団体等

期待される展開方向

地域には、自治会、子ども会、女性会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、農林水産業関係の各種団体等のさまざまな地域団体やNPOがあり、多彩な環境保全活動を行っています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで改善していこうとする取組はまちづくりの基盤となる重要な取組であり、これらの主体が地域特性や世代の多様性等の特徴を生かしたさまざまな環境学習の取組を展開します。

世代間の学びのステージをつなぎ、他所で学んだ環境に関する知識や技術を生かせるよう、多様な年齢層を対象とした学習機会や子どもと大人が共に取り組む機会を増やします。

青少年の育成、世代間交流、農山村漁村等との地域間交流、まちづくり等、それぞれの目的をもったさまざまな活動についても、取組の中に環境と人の暮らしとのつながりを考える視点を加えて取り組みます。

環境学習の視点による人材の発掘および地域資源の活用を行い、身近なところで多様な環境学習の機会をつくります。

環境学習の取組にあたっては、学校、他のNPO、地域団体、事業者、行政等と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

\*\*\*\*\* 取組の例 \*\*\*\*\*

【地域では】

琵琶湖、身近な川、池、沼、森、田んぼ等を活用した体験型環境学習  
 地域の語り部等の人材を活用した講座の開催、また地域環境の調査など、NPO・地域団体等による多様な環境学習の機会づくり  
 公園づくりや道路・河川の改修、エコ交通 など、身近なまちづくりへの地域住民の参画と、環境に配慮した整備などの環境学習の素材としての活用  
 環境美化の日 における地域美化活動等の実践活動やその場を活用した環境学習  
 地域通貨 の取組を通じて人と人、人と環境のつながりについて考える取組  
 太陽光発電 などの新エネルギー を通じた環境学習  
 子どもが主体的に進めるこどもエコクラブ活動  
 環境をテーマとした外国での子どもたちの交流等国際的な視野での環境学習

(3) 学校等

期待される展開方向

地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用し、体験や地域との連携を取り入れ、子どもたちの主体性を尊重した環境学習プログラムの開発や、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じた体系的な取組を進めます。

自然とふれあうことなどにより自然を感じ、関心を持つための自然体験型の環境学習プログラム等を重点的に実施するとともに、発達段階に応じて日常生活と地球環境問題との関わり等の視点も取り入れ、国際的な視野を持った環境学習を進めます。

(2) NPO・地域団体等

地域には、自治会、子ども会、女性会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、農林水産業関係の各種団体等のさまざまな地域団体やNPOがあり、多彩な環境保全活動を行っています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで改善していこうとする取組はまちづくりの基盤となる重要な取組であり、これらの主体が地域特性や世代の多様性等の特徴を生かしたさまざまな環境学習の取組を展開します。

(削除)

取組の中に環境と人の暮らしとのつながりを考える視点を加えて取り組みます。

環境学習の視点からも人材の発掘および地域資源の活用を行い、(削除)環境学習の取組にあたっては、学校等、他のNPO・地域団体等、事業者、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

(削除)

(3) 学校等

地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用し、体験や地域との連携を取り入れ、子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムの開発や、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じた系統性や連続性を重視した取組を進めます。

(削除)

教育活動の中に環境の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりを理解するとともに、総合的かつ体験を重視した取組を行い、問題解決能力を育成します。

研修や専門講座などにより、教員等の環境学習に関する資質向上を図ります。

大学等においては、環境学習の指導者を養成するとともに、大学等有する環境学習の資源となる情報、施設、技術、人材、土地等を地域や学校での環境学習に提供、協力します。さらに、地域特性を生かした環境学習、環境保全に関する研究成果を地域へ還元します。

地域と学校をつなぎ、地域素材を生かした環境学習をコーディネートするしくみを活用した環境学習に取り組めます。

環境学習の取組にあたっては、他の学校、NPO・地域団体、事業者、行政等との協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

\*\*\*\*\* 取組の例 \*\*\*\*\*

【学校等では】

- 幼児期、小学校低学年を対象とした自然体験型の環境学習
- びわ湖フローティングスクール を通じた環境学習
- 農業体験学習「田んぼの学校推進事業」を通じた環境学習
- 森林環境学習「やまのこ」事業を通じた環境学習
- 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間での環境学習
- 修学旅行、校外学習でのグリーンツーリズム やエコツーリズム
- 学校版ISO活動（エコ・スクール）
- 地域住民との協働によるビオトープづくり
- 琵琶湖、身近な川、池、沼、森、田んぼ等を活用した環境学習
- 高齢者から昔の地域の様子や暮らしの様子を学び習う生活学習
- 身近なものの再利用でリサイクルを考える環境学習
- 省エネルギーの取組や太陽光発電などの新エネルギーの働きを通して、資源循環のしくみ、地球温暖化対策、エネルギーの自給など考える環境学習
- 環境美化の日 にちなんだ取組（環境学習・校舎内外や校区内の美化活動）
- 地域の支援を得て児童・生徒が主体的に進めるエコ・スクール 活動とこどもエコクラブ活動
- 総合教育センターや職場等における教職員研修の充実
- 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の観点を入れた環境学習

(4) 事業者

期待される展開方向

地域の一員として、住民向けの環境講座の開催、環境に関する住民活動への支援、施設の開放、講師派遣等を通じて地域や学校等との協力・連携など、環境学習を担うCSR活動を進めます。

環境に配慮した製品の生産や販売等に努めるなど環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、消費者にこれらの取組を含めた環境情報を公開し、提供します。

産業や事業活動の経営理念等に環境に配慮した行動について盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、雇用者等に対する環境学習を計画的、体系的に実施します。

自然や文化、限られた資源を大切にすることなど、新しい生活スタイルの提示につながる新産業・新事業の創出に取り組めます。また、環境と健康福祉・観光等を結びつけ、本県の地域特性を生かして取り組む領域の発掘を進めます。

教育活動の中に環境の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりを理解するとともに、総合的かつ体験を重視した取組を行い、問題解決能力を育成します。

研修や専門講座などにより、教員等の環境学習に関する資質向上を図ります。

(削除)

環境学習の取組にあたっては、他の学校等、NPO・地域団体等、事業者、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

身近な環境に関する学習から地球温暖化防止や省エネルギーなど地球環境とのつながりについて学ぶ視点を広げ深めていきます。

(削除)

(4) 事業者

地域の一員として、住民向けの環境講座の開催、住民の環境活動への支援、施設の開放、講師派遣等を通じて地域や学校等との協力・連携してCSR活動の中に環境学習の取組を盛り込んでいくとともに環境に配慮した製品の生産や販売等に努めるなど環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、消費者にこれらの取組を含めた環境情報を公開し、提供します。

産業や事業活動の経営理念等に環境に配慮した行動について盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、雇用者等に対する環境学習を計画的、体系的に実施します。

自然や文化、限られた資源を大切にすることなど、新しい生活スタイルの提示につながる新産業・新事業の創出に取り組めます。また、環境と健康、福祉、観光等を結びつけ、本県の地域特性を生かして取り組

環境学習の取組にあたっては、学校、NPO等、地域団体、行政等と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

\*\*\*\*\* 取組の例 \*\*\*\*\*

【事業所では】

職場研修における環境学習  
 ISO14001 エコアクション 21 などの環境マネジメントシステム の構築  
 グリーン調達や新エネルギー 導入による地球温暖化 防止、包装材料の削減、家電リサイクル 、食  
 品リサイクル 、建設リサイクル 、自動車リサイクル 、化学物質の管理、ゼロエミッション など  
 の環境リスク の低減への取組等  
 環境配慮型の設計としてのエコデザイン の重視  
 環境リスクマネジメント（環境リスク 低減）の推進  
 環境リスクコミュニケーション （災害発生前の事故未然防止）  
 環境リスク 低減対応（災害後の緊急時対応）  
 職場での環境学習プログラムの開発  
 職場内外で環境学習活動を行う雇用の支援（社会貢献活動、環境ボランティア  
 制度の導入等）  
 省エネルギー の推進や新エネルギー の導入を通じた環境学習  
 施設の開放、講師派遣等を通じた地域や学校等の環境学習への協力  
 地域の環境活動への資金や物品の提供  
 事業所のノウハウを活かした教材づくりや環境学習の場の提供  
 事業活動に関連した環境技術や関連する経験や人材による国際的視野での協力・  
 交流活動  
 エコツーリズム 、スポーツ・健康づくり、食文化等、地域資源を生かし体験や交流を取り入れた環境学  
 習に資する事業への展開

(5) 行政

期待される展開方向

県民の主体性を尊重しつつ、人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備、場や機会づくり、情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり等必要な支援を行います。

図書館、公民館、コミュニティーセンター等、児童館等の身近なところでの環境学習の場や機会づくりの充実を図り、体験型環境学習の中心的役割を担う各施設、環境学習に関連する情報を有する施設等、関連施設との連携を図ります。

地域において体験型環境学習の中心的役割を担う各施設、環境学習に関連する情報を有する施設等、関連施設の連携を図ります。

国、県および市町の環境に関する施設や研究機関について、施設の開放や情報提供等の充実を図り、環境学習の場としての有効活用を推進します。

マスメディアや広報紙を活用して、住民にわかりやすく環境情報を伝え、県民等の環境学習や環境保全行動への意識の高揚を図ります。

む領域の発掘を進めます。

環境学習の取組にあたっては、NPO等、地域団体等、学校等、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

(削除)

(5) 行政

各主体の自主性を尊重しつつ、人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備、場や機会づくり、情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり等必要な支援を行います。

(削除)

滋賀県環境学習推進計画 新旧対照表

各行政分野において展開されている環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に行うとともに、各事業間での連携を図り、関連事業を体系化して総合的に推進します。

環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県および市町が適切な役割分担のもとで相互に協力・連携を図ります。

各市町は、環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を活かした環境学習の展開を図ります。

市町間の連携を深め、河川流域などを場とした環境学習を進めます。

防災・減災の視点からも環境学習を進めます。

一事業所として、環境学習に率先して取り組みます。

各行政分野において展開されている環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に行うとともに、各事業間での連携を図り、関連事業を体系化して総合的に推進します。

環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県および市町が適切な役割分担のもとで相互に協力・連携を図ります。

各市町は、環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を活かした環境学習の展開を図ります。

地域で活動する団体等との連携や支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図ります。

(削除)

\*\*\*\*\* 取組の例 \*\*\*\*\*

【行政では】

拠点機能を担う体制の整備

- ・環境学習情報システムの管理・運営
- ・環境学習に関する相談・助言
- ・環境学習指導者の養成
- ・パートナーシップ づくりのための交流の場づくり
- ・環境学習プログラムの研究・開発
- ・環境学習関連機関・団体との連携
- ・参考図書等の収集・貸出

テレビやラジオ等メディアの活用による取組への気運を高める啓発

庁内の環境学習に関連する各課で総合的な調整を図る組織による体系的・総合的な環境学習の推進

ローカルアジェンダ（CO<sub>2</sub>削減計画）の策定

地球温暖化 防止講座、防災・減災につながる環境学習、ごみ削減や省エネルギー など体験を重視した環境講座、路上観察による環境学習、おもしろ科学実験、親子自然体験教室、子ども環境会議、環境情報の整理など市民向けの環境学習の展開

こどもエコクラブ活動 交流会の開催や活動表彰

河川流域を場とした環境学習の実施とネットワークづくり

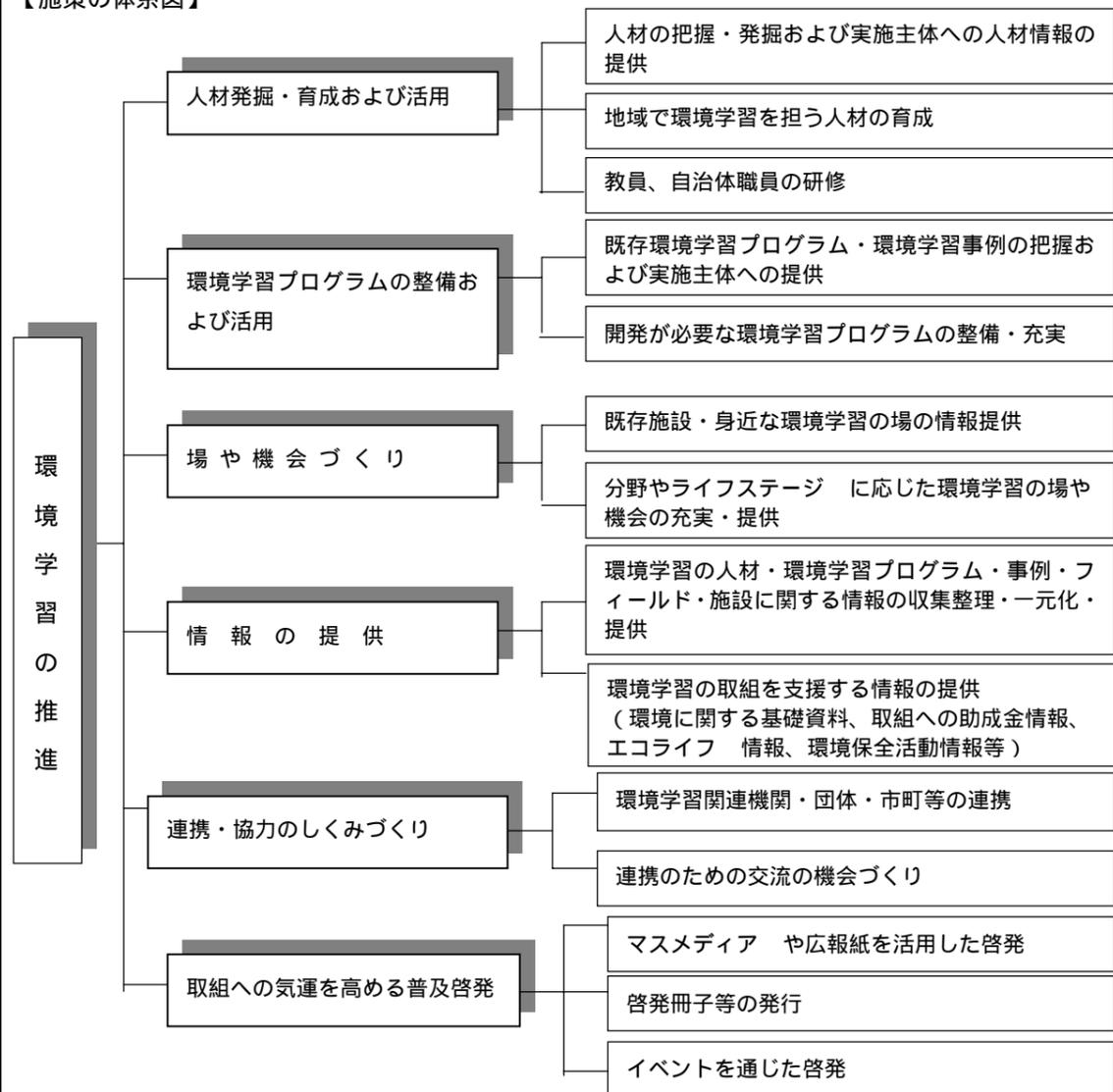
県と市町との連携会議の開催

(削除)

第6章 環境学習推進のための施策の展開

環境学習推進のための県の施策を目的ごとに6つの柱として掲げ、それぞれについて重点課題に対応した施策を中心にその展開方向を示すとともに、これらを体系的・総合的に推進します。

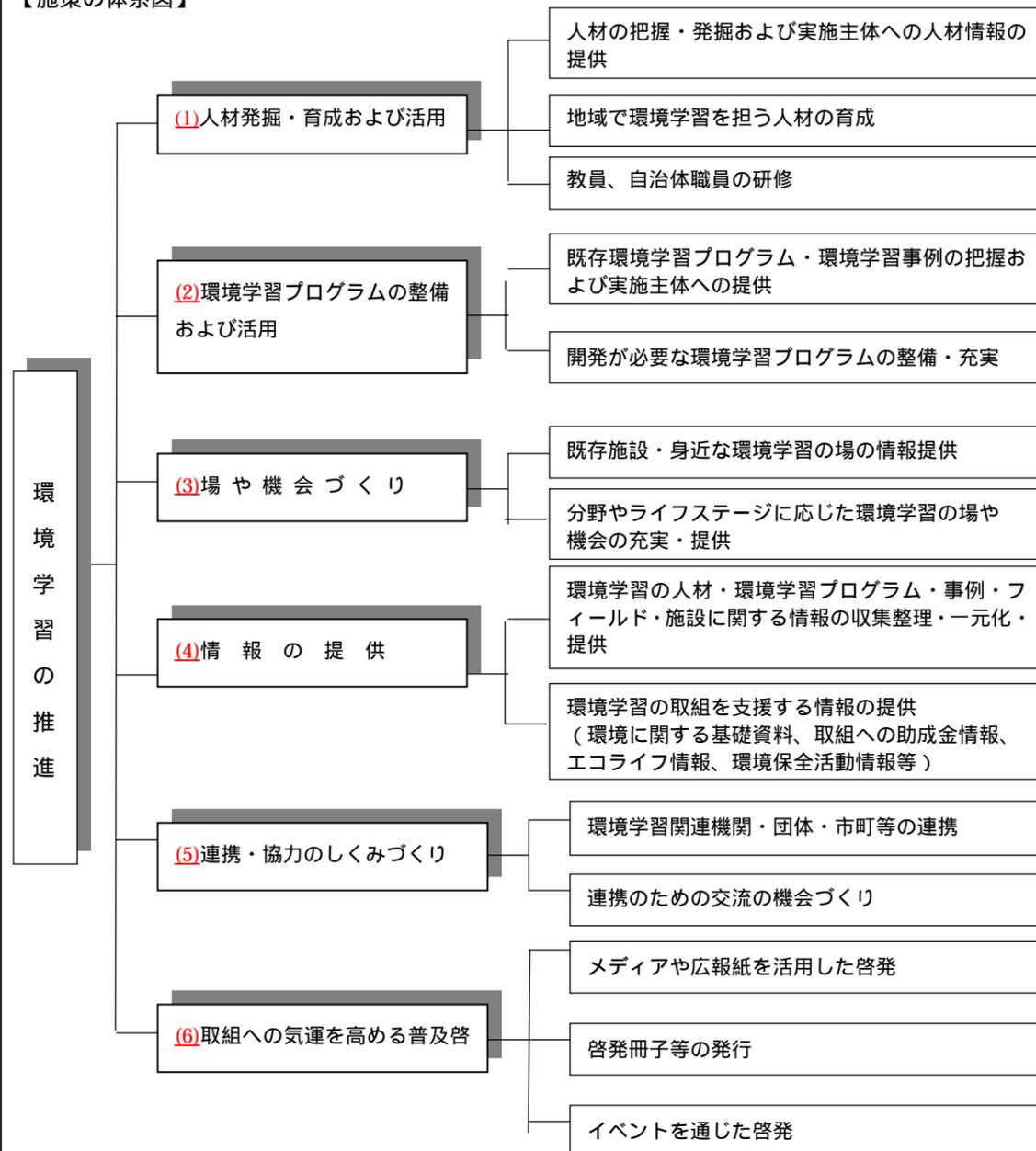
【施策の体系図】



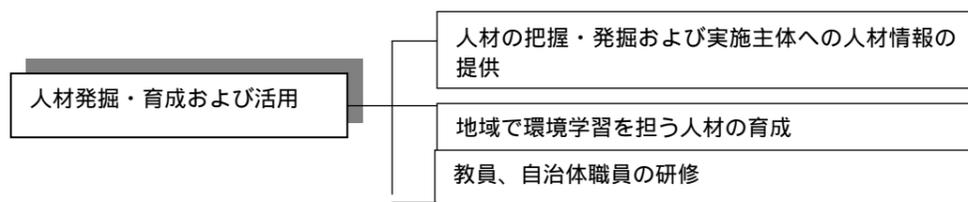
4. 県の施策の展開方向

環境学習推進のための県の施策を目的ごとに6つの柱として掲げ、それぞれについて基本的な視点に対応した施策を中心にその展開方向を示すとともに、これらを体系的・総合的に推進します。

【施策の体系図】



1. 人材発掘・育成および活用



身近な素材を生かした**主体的な環境学習**や、「体験を通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動する」という過程を重視した環境学習の企画・実施の能力を高めるため、NPO、教員、行政職員等地域で環境学習を担う主体を対象とした人材の養成および活用を進める必要があります。

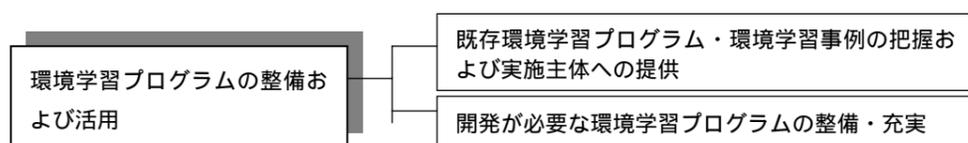
環境保全活動に関わっている人や企業の人材および地域の生活と環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握や発掘

幼児期において自然とふれあう体験を取り入れた環境学習を進めるための保育士・教諭等指導者の養成

教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実

あらゆる行政分野に環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実

2. 環境学習プログラムの整備および活用



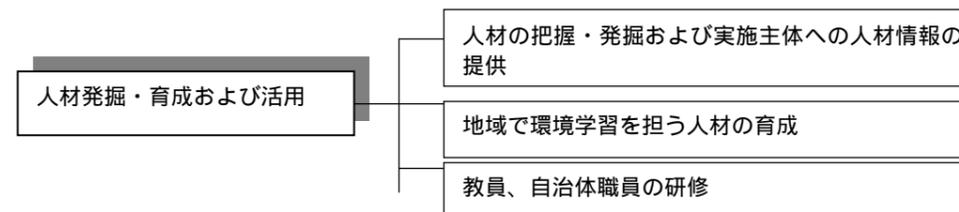
取組内容の充実や広がりのため、環境学習を行おうとする人が企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備および活用を進める必要があります。

公民館・NPO・地域団体・学校・事業者等が行っている環境学習プログラムや事例の収集・把握

自然環境やごみ問題だけでなく、エネルギー、消費、歴史、文化等、持続可能な社会の構築に関連するあらゆる分野を対象とする内容や発達段階に対応した環境学習プログラムや教材の整備

環境学習の実施主体への環境学習プログラムの情報提供

(1) 人材発掘・育成および活用



身近な素材を生かした**環境学習**や、「体験を通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動する」という過程を重視した環境学習の企画・実施の能力を高めるため、NPO、教員、行政職員等地域で環境学習を担う主体を対象とした人材の養成および活用を進めます。

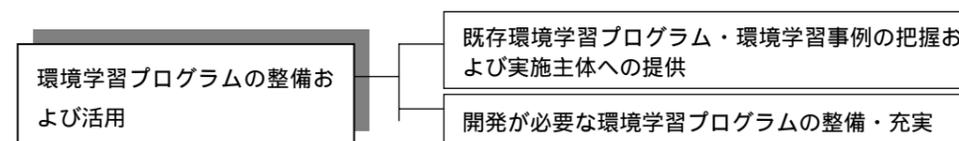
環境保全活動に関わっている人や企業の人材および地域の生活と環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握や発掘

幼児期において自然とふれあう体験を取り入れた環境学習を進めるための保育士・教諭等指導者の養成

教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実

あらゆる行政分野に環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実

(2) 環境学習プログラムの整備および活用



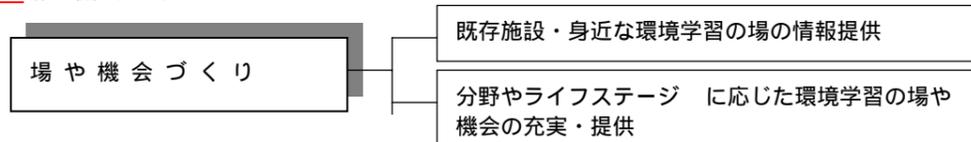
取組内容の充実や広がりのため、環境学習を行おうとする人が企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備および活用を進めます。

公民館、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政が行っている環境学習プログラムや事例の収集・把握

自然環境やごみ問題だけでなく、エネルギー、消費、歴史、文化等、持続可能な社会の構築に関連するあらゆる分野を対象とする内容や発達段階に対応した環境学習プログラムや教材の整備

環境学習の実施主体への環境学習プログラムの情報提供

3. 場や機会づくり



県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、行動につなげていくためには、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図る必要があります。

環境学習に活用されている既存施設間の連携強化による機能の向上

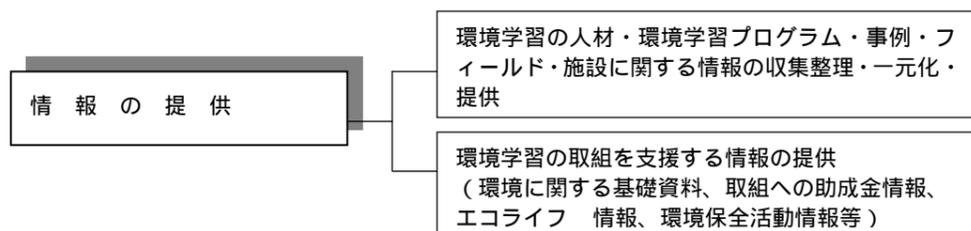
公民館等の社会教育施設をはじめ、国、県および市町の環境に関する施設等における環境学習施設としての有効活用の推進

農山村集落地域の川、田畑、森などの環境学習の場としての再認識および活用の推進

多岐にわたる環境学習の分野、無関心層から関心が高く取組経験の豊富な層までの幅広い対象者層等、それぞれに応じた多種多様な環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、グリーンツーリズム、エコツーリズム等の機会づくりの推進

国際的視野へと広がる環境学習・活動の発信や交流ができる場づくりや機会づくりの充実

4. 情報の提供



県民が、必要とする情報をわかりやすく、かつ手に入りやすい形で提供していくため、環境学習に関する情報を一元的に整理し、提供する必要があります。

地域で環境学習の指導を行っている人材や環境カウンセラー、自然観察指導員等専門的な学習や経験を積み、登録制度等に基づいて認定された指導者、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づいて登録された人材認定等事業により育成・認定された人材等の情報の提供

収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例の情報の提供

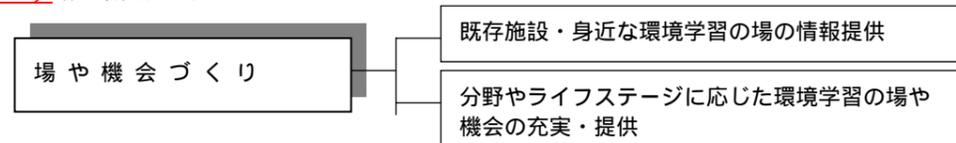
環境学習を実施することができる施設やフィールド、講座・学習会・研修会等学習機会の情報の提供

環境の現状に関する情報や観測・調査データ等、環境に関する基礎的資料、環境学習の取組への助成金等に関する情報、環境学習の教材や機材の情報等、環境学習の主体的な取組を支援する情報の提供

環境に配慮した生活（エコライフ）の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報等、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供

環境学習に関連する情報を一元的に整理し、提供する「環境学習情報システム」の整備

(3) 場や機会づくり



県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、行動につなげていくためには、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

幅広い対象者に応じた環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、エコツーリズム等の活動の発信や交流ができる場や機会づくりの充実

国際的視野へと広がる環境学習・活動の発信や交流ができる場づくりや機会づくりの充実

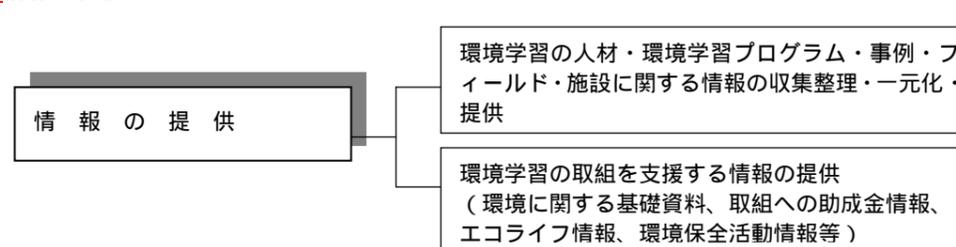
農山村集落地域の田畑、川、里地・里山、森林などの環境学習の場としての再認識および活用の推進

自然環境の魅力だけではなく、厳しさや怖さを学ぶ場として、防災・減災につながる環境情報の提供を推進

環境学習に活用されている既存施設間の連携強化による機能の向上

公民館等の社会教育施設をはじめ、国、県、市町および事業者等の環境に関する施設等における環境学習施設としての有効活用の推進

(4) 情報の提供



県民が必要とする情報をわかりやすく、かつ手に入りやすい形で提供していくため、環境学習に関する情報を一元的に整理し、提供します。

地域で環境学習の指導を行っている人材や環境カウンセラー、自然観察指導員、環境学習支援士等専門的な学習や経験を積み、登録制度等に基づいて認定された指導者、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づいて登録された人材認定等事業により育成・認定された人材等の情報の提供

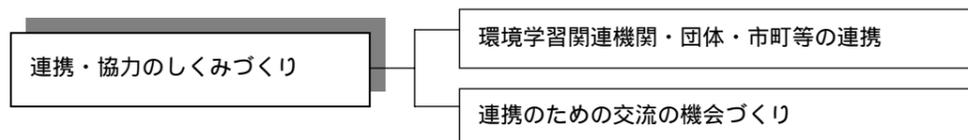
収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例の情報の提供

環境学習を実施することができる施設やフィールド、講座・学習会・研修会等学習機会の情報の提供

環境の現状に関する情報や観測・調査データ等、環境に関する基礎的資料、環境学習の取組への助成金等に関する情報、環境学習の教材や機材の情報等、環境学習の主体的な取組を支援する情報の提供

環境に配慮した生活（エコライフ）の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報等、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供

5. 連携・協力のしくみづくり



地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るためには、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携を図るためのしくみづくりを進める必要があります。

体験型環境学習の中心的役割を担う各施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設等、関連施設や団体間の情報交換、ネットワーク化の推進

市町間の連携による地球温暖化防止や河川流域の保全等をテーマにした環境学習の推進

地域において環境学習を担う各主体の情報交換や交流の機会づくりの推進

6. 取組への気運を高める普及啓発



環境と日常生活との関わりに対する関心や、環境学習・環境保全活動への参加意欲を高めるきっかけづくりを進めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な題材の情報提供を行う必要があります。

情報入手先として身近なマスメディアや広報紙の活用

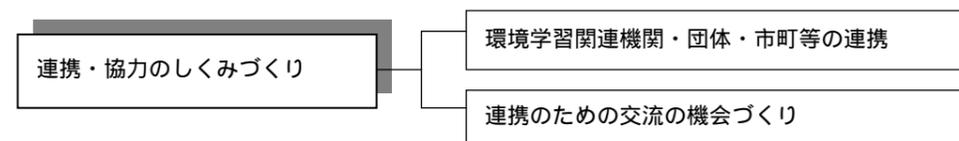
啓発冊子等の充実

イベント等の機会を通じた啓発の充実

環境学習や実践活動の成果の発表と評価

防災・減災につながる環境情報の提供

環境学習情報システム「エコロレーガ」の普及・利用促進および環境学習の推進に効果的な運営の継続  
(5) 連携・協力のしくみづくり



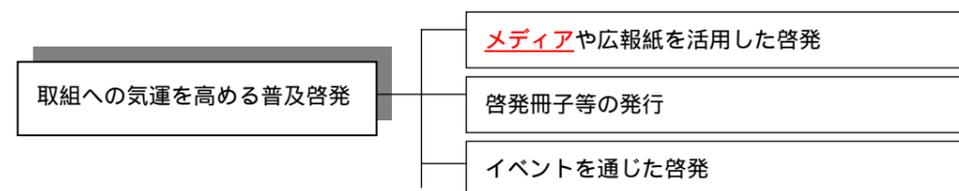
地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るためには、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携を図るためのしくみづくりを進めます。

環境学習を実施する各施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設等、関連施設や団体間の情報交換、交流の機会づくり等、ネットワーク化の推進

教育委員会や市町との連携による環境学習の推進

(削除)

(6) 取組への気運を高める普及啓発



環境と日常生活との関わりに対する関心や、環境学習・環境保全活動への参加意欲を高めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な題材の情報提供を行います。

多くの人の情報源である身近なメディアや広報紙の活用

啓発冊子等の内容の充実

イベント等の機会を通じた啓発の充実

環境学習や実践活動の取組や成果の発表機会の充実

(削除)

## 第5章 重点的な取組方向

環境学習の現状と課題を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりを推進するため、次の2点について重点的に取り組むこととします。

### 1 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

#### (1) 環境学習の進め方とポイント

県は、低炭素社会づくりに向けて、地球温暖化問題を県民自らの課題としてとらえ、理解と認識を深め環境配慮行動の実践へつながるよう、取組の見える化が図れるような仕組みを組み合わせるなどし、環境学習を推進します。

#### ～低炭素社会づくりに向けた環境学習のポイント～

##### 地球温暖化について (関心をもつ)

地球温暖化の影響について調べ、話し合う。  
エネルギーの大切さについて思いを深める。



##### 地球温暖化防止対策について (学び、理解する)(理解を深め、総合的に考える)

省エネルギー、再生可能エネルギーについて理解する。  
二酸化炭素吸収源としての森林の役割を学ぶ。

県民一人ひとりが実践できる環境に配慮した生活について考える。  
個人の取組から、低炭素型の地域づくりに向けて考えを深める。



##### 低炭素社会づくりに向けた実践行動 (課題を見つける)(自ら考え、行動する)

###### 第一段階 : 見える化

見える化により、どれくらいのエネルギーを日常で使用しているかを把握する。  
(学校や家での電力消費量の見える化、使用量の計算等)



###### 第二段階 : 個人的な取組の実践

把握したエネルギーの消費を削減するため、低炭素社会づくりに向けた実践行動を行う。(公共交通機関や自転車の利用、節電等)



###### 第三段階 : 周囲への普及

個人で実践している取組を周囲に広げることにより、低炭素社会の実現に向けた実践行動をみんなで取り組んでいく。  
(児童生徒が学校で実践した取組を家庭で実践する等)

(2) 各主体の取組への支援

県は、各主体の低炭素社会づくりに関する環境学習の取組を各段階で支援し、また、県が実施する各環境学習関連事業においても出来る限り低炭素社会づくりに関する内容を取り入れます。

県民(個人)

日常で使用しているエネルギーを削減するため、資料料を把握し、低炭素社会づくりに向けた行動の実践。

NPO・地域団体等

温暖化・省エネルギーに関する環境学習の活動に取り組み、県民や事業者等の低炭素社会づくりに向けた意識の向上を推進。

また、それぞれの活動においても、低炭素社会づくりに関する内容を出来る限り取り入れるように心がけ、総合的に環境学習を推進。

学校等

温暖化対策、省エネルギーに関する学習では、各環境関連教科(社会、理科、家庭科等)において充実を図り、各学年や小中高における学習内容の体系化を推進。

事業者

従業員の環境配慮意識の向上において、温暖化対策や省エネルギーに関しての実践取組を推進。

市町

地域の特徴や人材等を活かし、低炭素社会づくりの環境学習の推進。

また、市町間の連携を深め、情報を共有し、地域での低炭素社会づくりにつながる環境学習の取組や活動を支援。

2 体系的な自然体験学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

自然体験学習は思考力や探求心を刺激し、達成感や自己肯定感が得られるなど、環境学習を効果的に推進する上で、大変重要です。体験学習は、何らかの体験をするだけで終わるのではなく、目的やテーマを体験前に対象に応じて設定すること、気づきや感想の分かち合いのステップを体験後に組み入れること、が大切であることを重視して、県は、より効果的な自然体験学習の推進を支援します。

～自然体験学習のポイント～

目的を明確にする (体験前)

何を目的とし、自然体験学習を実施するかを明確にする。



自然体験をする

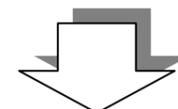
体験学習の方法、地域の自然や学習者の状況にあわせた学習プログラムを組み立て、体験学習の場を設定する。  
強制的に体験させるのではなく、個人個人の感受性を尊重するような体験方法を考えて実施する。  
(幼児の自然体験学習、うみのこ・やまのこ・たんぼのこ、森林体験学習、エコツーリズム等)



重要

ふりかえり (体験後)

体験者が互いに気づいたこと感じたことをわかちあうなど、体験したことについてふりかえる時間を設ける。



実践行動へ

ふりかえりにより理解したことを踏まえ、日常生活において環境配慮行動を実践する。

- ・ 環境配慮行動の実践により周囲への普及に繋げる
- ・ 実践取組内容を他の事業や施策等に反映する。

(2) 各主体の取組への支援  
 既存の自然体験型の環境学習関連事業において、県は率先行動として、体験型環境学習のあり方を見直し、より効果的な自然体験型環境学習の推進を図ります。また、各主体の取組に関しても効果的な体験学習が実施できるよう支援します。

**県民(個人)**  
 様々な自然体験学習に参加するとともに、体験で感じたこと学んだこと等について、周囲の人と共有し、実践行動に繋げていく。

**NPO・地域団体等**  
 地域の特徴を生かした自然体験学習に取り組みます。また、環境学習の対象については、子どもから大人まで積極的に参加できるような取組の推進。

**学校等**  
 体験学習の実施にあたって、事前に体験学習の目的を明確にし、体験後は児童生徒同士が互いに感じたこと気づいたことを共有する場を設け、次につなげることが出来るように効果的な自然体験環境学習の推進。

**事業者**  
 自社の資源等を活かして、参加者が体験して学べる環境学習プログラムの推進。

**市町**  
 地域のフィールドを活かした自然体験学習の推進や、NPO・地域団体等の活動を支援。

第7章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 滋賀県環境学習支援センターの運営

県民等のあらゆる主体が行う環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう、情報の提供、交流の機会の提供、指導者等の育成など必要な支援を行うとともに、県民等と県の支援施策・情報等をつなぐ窓口となる「滋賀県環境学習支援センター」を運営します。

環境学習情報システムの管理・運営

環境学習の事例やそれを構成する要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）に関する情報等、環境学習関連情報を収集し、これらを整理・一元化したものをインターネットのウェブサイト「エコロシ～が」で情報提供するとともに、講座やイベント情報などをメールマガジン「そよかぜ」で読者に提供します。

環境学習に関する相談・助言

地域におけるさまざまな環境学習の要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）を組み合わせ環境学習に取り組むにあたっての相談に応じたり、必要な助言等を行います。

環境学習指導者の養成・支援

地域における環境学習の指導者や、環境学習プログラムの企画・運営をコーディネートできる人材（コーディネーター）の養成・支援を行います。

パートナーシップ づくりのための交流の場づくり

NPO・地域団体や学校関係者、事業者、行政等、環境学習の実施主体者の協働・連携を推進するための情報交換や交流の場として「環境・ほっと・カフェ」を活用し、各主体間のネットワークを広げます。

環境学習プログラムの研究・開発

滋賀の特性を生かし、県下全域を対象とする環境学習のプログラムや教材の研究・開発を行うとともに滋賀県幼児自然体験プログラム「うぉーたんの自然体験プログラム」の県内全園への普及や良質な環境学習プログラムの提供に努めます。

参考図書等の収集・貸出

環境学習のための参考図書や資料等を収集し、貸出を行います。

2. 施策の総合的な展開

県の環境学習関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内関係各課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」において総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況を把握、改善し、着実な推進を図ります。

3. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域におけるあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

県の環境学習関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内関係各課や教育委員会（学校教育課や生涯学習課等）で構成する「滋賀県環境学習推進会議」において総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況を把握、改善し、着実な推進を図ります。

また、一事業者として、あらゆる行政分野の施策の展開における積極的な環境配慮について率先行動を実施します。 **〔削除〕**

2. 環境学習支援機能の充実

県民等のあらゆる主体が行う環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう、情報の提供、交流の機会の提供、指導者等の育成など必要な支援を行うとともに、県民等と県の支援施策・情報等をつなぐ窓口となる「琵琶湖博物館環境学習センター」を運営するなど、支援機能を充実します。

環境学習情報システムの管理・運営

環境学習の事例やそれを構成する要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）に関する情報等、環境学習関連情報を収集し、これらを整理・一元化したものをインターネットのウェブサイト「エコロシ～が」で情報提供するとともに、講座やイベント情報などをメールマガジン「そよかぜ」で読者に提供します。また、生涯学習の側面から、ウェブサイト「におねっと」でも環境学習情報を提供します。

環境学習に関する相談・助言

地域におけるさまざまな環境学習の要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）を組み合わせ環境学習に取り組むにあたっての相談に応じて必要な助言等を行います。

環境学習指導者の養成・支援

地域における環境学習の指導者や、環境学習プログラムの企画・運営をコーディネートできる人材（コーディネーター）の養成・支援を行います。

パートナーシップづくりのための交流の場づくり

NPO・地域団体や学校関係者、事業者、行政等、環境学習の実施主体者の協働・連携を推進するための情報交換や交流の場として「環境・ほっと・カフェ」を活用し、各主体間のネットワークを広げます。

環境学習プログラムの研究・開発

滋賀の特性を生かし、県下全域を対象とする環境学習のプログラムや教材の研究・開発を行うとともに良質な環境学習プログラムの提供に努めます。

参考図書等の収集・貸出

環境学習のための参考図書や資料等を収集し、貸出を行います。

1. 施策の総合的な展開へ

3. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域におけるあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

<p>(1) <u>県民・事業者・NPO・地域団体等</u>との協働</p> <p><u>県民・事業者・NPO・地域団体等</u>の主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなどと連携しながら、必要な支援を行いつつ、情報の交換等を密にします。</p> <p>(2) 市町との連携</p> <p>環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。</p> <p><u>県が果たすべき役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的・専門的な環境学習の機会や場づくり</li> <li>・県域の情報(人材、環境学習プログラム、フィールド等)の収集・提供</li> <li>・県域で活動できる環境学習指導者・環境学習コーディネーターの養成およびネットワークづくり</li> <li>・広域に活動する団体等との連携・支援</li> <li>・環境学習を担う各主体間の連携づくり</li> </ul> <p><u>市町において果たすことが望まれる役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する環境学習の啓発や情報収集・提供・環境学習の機会や場づくり</li> <li>・地域における環境学習実施主体に対する必要なコーディネート</li> <li>・地域の環境学習指導者の養成</li> <li>・地域における環境学習実施主体間の協働・連携体制づくり</li> </ul> <p><u>県による市町への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携会議開催による県と市町、市町間の情報交換</li> <li>・環境学習推進に関する方針や計画等の作成、環境学習事業の実施等に対する助言</li> <li>・広域のネットワークづくりへの助言</li> </ul> <p>(3) 環境学習関連機関・<u>団体等</u>との連携</p> <p>大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や<u>団体等が保有する</u>環境情報を共有化し、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために<u>ノウハウを提供するなど</u>連携を図ります。 <u>気候変動など地球環境問題に対する環境学習の充実を図るため、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係機関との連携を強化します。</u></p> <p>(4) 国および他の都道府県との連携</p> <p>国および他の都道府県等と環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施等の取組の充実や広がりを推進します。</p> <p><u>4. 県の率先行動</u></p> <p><u>県は、一事業所として環境マネジメントシステムを導入するなど、あらゆる行政分野の施策の展開における積極的な環境配慮について率先行動を実施しています。こうした取組を継続的に改善し、行政運営に環境配慮の視点をより定着させるため、職員が体験を通じて自ら考え、環境に対する理解を深める環境学習に率先して取り組む機会の充実を図ります。</u></p>	<p>(1) <u>県民、事業者、NPO・地域団体等</u>との協働</p> <p><u>県民、事業者、NPO・地域団体等</u>の主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなどと連携しながら、必要な支援を行いつつ、情報の交換等を密にします。</p> <p>(2) 市町との連携</p> <p>環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。 <u>また、環境・総合事務所環境課は、管内市町の環境関係イベント等への協力や支援を行い、管内市町の環境学習関係の情報収集および市町への情報提供を行います。</u></p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(3) 環境学習関連機関・<u>団体・施設等</u>との連携</p> <p><u>県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設等が保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために(削除)連携を図ります。</u></p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(4) 国、<u>関西広域連合</u>および他の都道府県等との<u>広域</u>連携</p> <p><u>県は、国および他の都道府県等と環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施等の取組の充実や広がりを推進します。</u> <u>また、広域的な連携が必要なものについては、近隣府県のみならず、関西2府5県で設立した関西広域連合で連携を図ります。</u></p> <p><u>1. 施策の総合的な展開へ</u></p>
--	---

第8章 計画の管理

県においては、「滋賀県環境学習推進会議」を中心に関係部局の相互の連携を図り、総合的な取り組みを進めるとともに、成果等について自己評価を行います。

計画の推進において市町との協働が重要であるため、十分な意思疎通を図りつつ、役割を 分担しながら展開を図ります。

計画の実施状況等について「滋賀県環境審議会」に報告し、意見を計画推進に反映させます。

第7章 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理の考え方

- (1) 県においては、「滋賀県環境学習推進会議」を中心に関係部局の相互の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、成果等について自己評価を行います。
- (2) 計画の推進において市町との協働が重要であるため、十分な意思疎通を図りつつ、役割を 分担しながら展開を図ります。
- (3) 計画の実施状況等について「滋賀県環境審議会」に報告し、意見を計画推進に反映させます。

2. 環境学習の実施状況のとりまとめ

県内で実施された環境学習関連事業、イベント、学校の取組事例など、環境学習に関連した活動を毎年度整理し公表します。  
計画の進行管理に活用するとともに地域での取組事例の発掘に努めます。

